

議案第84号

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例案

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。以下同じ）」を「給与条例第5条第5項に規定する教育職員（以下「教育職員」という）に改める。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 夜間教育等勤務手当

第3条第1項中「教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2号）第3条第1項」を「給与条例第23条の2第1項」に、「教員が」を「教育職員が」に改め、同項第4号中「、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日（以下「週休日等）」を「（以下「休日）」に改め、同項第5号及び同条第2項中「週休日等」を「休日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する教育職員が、同一の日に同項各号に掲げる業務に従事したことにより、同項各号に掲げる業務に係る手当のうち2以上の支給を受けることができる場合には、当該受けることができる手当のうち最も高額となる手当（当該手当が2以上あるときは、いずれか1の手当）に限り支給し、その他の手当は支給しない。
第5条を第6条とする。

第4条第1項中「教員」を「教育職員」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(夜間教育等勤務手当)

第4条 夜間教育等勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 夜間に2部授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を設置する中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事したとき
- (2) 夜間中学校に勤務する校長又は副校長若しくは教頭(夜間学級に係る校務を本務とする副校長又は教頭に限る。)が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に規定する業務 1,500円
- (2) 前項第2号に規定する業務 1,200円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教育委員会所管の学校の教員等に対し夜間教育等勤務手当を支給することとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（抄）

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教員（校長、園長、教頭、主幹
給与条例第5条第5項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）

教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。
以下同じ。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下「指導主事」という。）の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(手当の種類)

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 省 略

(2) 夜間教育等勤務手当

(2) 省 略

(3)

(教員特殊業務手当)

第3条 教員特殊業務手当は、教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和47年大阪市条例第2
給与条例第23条の2第1項

号）第3条第1項に規定する教職調整額の支給を受ける教員 が、次に掲げる業務に従事し
教育職員

た場合において、当該業務が次項の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。

(1)-(3) 省 略

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は補習若しくは講習（正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）における児童又は生徒に対する指導業務のうち、週において勤務時間が割り振られていない日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
（以下「休日」という。）

定する休日その他の人事委員会規則で定める日（以下「週休日等」という。）又は所定の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日（以下「4時間勤務日等」という。）に行われ

るもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務のうち、週休日等又は4時間勤務日

務日等に行われるもの

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

業 務	区 分	手当の額
前項第1号アに掲げる業務	(1) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が7時間 45分以上であるとき (2) - (3) 省 略	省 略
	(4) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が5時間 以上7時間45分未満であるとき (5) - (6) 省 略	省 略
前項第1号イ及びウに掲げる業務	(1) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が7時間 45分以上であるとき (2) - (3) 省 略	省 略
	(4) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が5時間 以上7時間45分未満であるとき (5) - (6) 省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
前項第4号に掲げる業務	(1) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が引き続 き6時間以上であるとき	省 略
	(2) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が引き続 き4時間以上6時間未満であるとき (3) 省 略	省 略
前項第5号に掲げ	(1) <u>週休日等</u> において、業務に従事した時間が7時間 休日	省 略

る業務	45分以上であるとき	
	(2) 省 略	

3 第1項に規定する教育職員が、同一の日に同項各号に掲げる業務に従事したことにより、同項各号に掲げる業務に係る手当のうち2以上の支給を受けることができる場合には、当該受けることができる手当のうち最も高額となる手当（当該手当が2以上あるときは、いずれか1の手当）に限り支給し、その他の手当は支給しない。

（夜間教育等勤務手当）

第4条 夜間教育等勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 夜間に2部授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を設置する中学校（以下「夜間中学校」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事したとき
- (2) 夜間中学校に勤務する校長又は副校長若しくは教頭（夜間学級に係る校務を本務とする副校長又は教頭に限る。）が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に規定する業務 1,500円
- (2) 前項第2号に規定する業務 1,200円

（緊急対策業務等手当）

第4条 緊急対策業務等手当は、教員 及び指導主事が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で、人事委員会規則で定める緊急の対策業務等に従事したときに支給する。

第5条 教育職員

2 省 略

（施行の細目）

第5条 省 略
第6条